

3食産第1189号
令和3年6月11日

日本行政書士会連合会会長 殿

農林水産省食料産業局長

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号
(種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件)の一部を改正する
告示の施行について (通知)

今般、種苗法施行規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第36号)及
び種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件(農
林水産省告示第1002号)が令和3年6月10日付けでそれぞれ公布・施行されました。

これらの改正内容については、別紙のとおりですので、関係者への周知について
御配慮方よろしく申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省食料産業局知的財産課
電話：03-3502-8111 (内線4294)
担当：柚木